時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價並ニ廣告料ハ左ノ如シ

一枚金壹錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵便税ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一回限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
卅一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

生命保全會社創立

小林梅四郎稿

[illegible]く所に據れば目下に生命保全會社なるものを創立せんとする有志者あり其主意は若干圓宛れ出金者を集めて一會社を結び右拠出りの金員にて社中最合の醫者を傭ひ置き定時に各自の家族を巡回診察せしめ病を未萠に防ぎ又みれを[illegible]に療治せるものにて其天壽の許を限りれ社中[illegible]の生命を保全するものなりと云ふ人生の[illegible]中にも病より不幸なるものなしと云へば[illegible]まされざる者ある可らずと雖も紛々たる江湖、唯ま[illegible]ある〻のみにして之を防ぐの術を講せざるもの多[illegible]し病は其起るの日に起るに非らずして平生に存するものなれば治療を施さんとするには先づ患者の遺傳[illegible]其その職業その生計より平日れ飲食起臥の習慣に至るまでも之を詳にして然る後に或は單に攝生法を命じ[illegible]は藥劑を投ずることなれば前記の如き會社を起して本人の健康體を診察し病に随んで之に應ずるの工風と[illegible]すは醫術上に於ても亦經濟上に於ても兩ながら妙なりと云はざるを得ず我輩の甚だ贊成する所なり

[illegible]りと雖も又一方より考れば此組織の會社に於ては醫師と患者との間に大切なる德心人情の働を遑ふすると[illegible]べきや否や少しく疑なきを得ず抑も支那には醫を仁[illegible]の術と稱して醫師の患者に於ける其目的は唯病を療するより外ならず又西醫の言ふ云く醫師の眼中貴賤貧富[illegible]本し富家れ上客は唯病れ重き者なり又云く富家翁に治[illegible]を施して謝儀の厚きあるも一掬の黄金みきを貴者[illegible]の[illegible]に比えて其輕重如何云々の戒あり右は醫師たる者の本色にして末世の今日誠に望む可らざるまでとする[illegible]患者に接するの間には多少の仁心人情なれ[illegible]引受の病人とあれば他人の知らざる所[illegible]度び診察して藥を投し家に歸りされど[illegible]して如何あらんと忽ち之を思へば思ふて措く[illegible]の容體を待たずして夜中復た之を訪ふが如き[illegible]ハ今日に於ても世間に其醫師少なからず此邊より觀察[illegible]すれば今の醫師と雖も必ずしも錢の爲めのみ[illegible]にあらず其德心人情に制せらるゝことと皆[illegible]大なる見る可し其故と何ぞや身に負擔しよる[illegible]の大なればあり然るに生命保全會社の組織にては[illegible]病家は[illegible]の病家にあらずして會社の病家あり醫師は[illegible]の門戶なくして會社の役員たり故に治療上の得失[illegible]し其社の役員たる醫師は果して社の患者と自身に引受け左右を顧みずして人情を盡す可きや、治療中不安心のことあれば夏の炎天、冬の寒夜、病家の催促を待たずして一日再三行て診察を施す可きや、一掬の黄金得るに慮なくまて患者雙眼の涙に滿足す可きやと聊かの心配なきに非ず兎に角に其實際の成跡と見るまでは何とも斷定し難きものなり

以上は生命保全會社の創立を耳にして想像したる一論あれども本來今日の日に當て斯る會社の興りたるは何故なるやと尋れば自から亦說なきに非ず凡そ天下の事物に其要なくして興りたるものあると聞かず洋服民間に流行して西洋の裁縫店興り、地方の貧民都下に群集して安泊の營業興る然らば即ち保全會社の興るも亦必ず之を促す所の要用なきを得ず蓋し其要用とは何ぞや鄙見を以てすれば今の世の開業醫を聘するは甚だ手重にして力に及ばざる者多く都下の人心みれを厭ひ盡して低價の醫藥を求るが故なりと答へざるを得ず近來西洋の醫術も大に進步し隨て其器械藥品等も精巧なるもの少なからずして存外の處に大金を要し醫家の所費復た草根木皮の時代にあらざれば隨に治療の高價を咎む可きにはあらざれとも先づ其診察料を云はんに一診五圓なるものあり一二圓なるものあり此金圓を病家に促すは日本國全體の生計の度に比して相當なる可きや少しく疑なきを得ず五弗の診察料は西洋富實の國に於ても僅に中等以上の病家に求む可きのみ然るに此貧困に於て物價の安き日本に於て安き家に住居し、安き衣食を衣食し、安き助手を使用し、安き車馬に乘りて奔走する其醫師が數分時の診察に其料は則ち西洋流なりとは到底永久に行はる可き物の數とも思はれず我輩が日本の經濟に相應して穩ある所を云へば一二圓も尙や如何やと躊躇して世人一般も或を同ふするみとあらん然りのみならず今の開業醫は自家診察所の傍に調合所なるものを設け其藥品の價決して廉ならず稀に或は實價の貴きものなきにあらざれども大半は俗に云ふ九層倍も啻ならずして人を驚かすもの多し或は單に處方のみと授けて藥品は藥舖に買はしむるの法もあれども內實は其藥舖と醫師との間に一種の關係を存して利する者は藥舖のみにあらざるが故に藥價も亦商賣上の價にならずと云ふ尙は其上にも舊幕府の時代に行はれたる醫者六(醫師の駕籠を擔ぐ六尺人足)が病家に酒代を貪るの風習、今日は人力車夫に移り病家にては醫師の來診する毎に多少の錢を車夫に與へざるを得ず舊時の御菓子料は其姿を改めて定價の診察料と爲り、病家の思ひ〳〵に呈したる御藥禮は書付引替に拂ふ可き藥代と爲り、此邊は純然たる文明簡易の新法なれども調合所(假令藥舖たるも內實は大同小異)と醫者六の風は左まで舊時に異ならず夫れ是れの事情に由り今日の世間は西洋流の醫藥を好まざるに非ずと雖も何分にも其費用の輕からざるを恐れて之に近づく者少なく天下の良醫[illegible]恰も珍奇なる寶物の如く唯富貴の家に愛玩せらるゝのみ然かのみならず其富貴の人も外聞かた〳〵敢て公に不平の色は爲さずと雖も前月は內君の血の道にて云々去年は孔盤のレウマチスに兼て令息の胃弱にて云々[illegible]の所費と計算して內實は少しく驚く者もあるよし即ち西洋醫師も他の洋品と等しく一時の文明[illegible]其價を論せず駸々乎として流行したれども人[illegible]恐れざるものは錢の勘定にして今や天下の人心漸く[illegible]して錢を惜ふの折柄、偶然にも保全會社なるものを發起して忽ち其相談の整ひしことならん其組織は藥價廉にして診察料を要せず以て西洋流の治療を受く可しとのことなれば正に目下の缺乏に投じるものにして其興るや偶然に似て偶然に非ざるなり近來都下の開業醫師中にも此會社の事に就ては樣々に得失の議論あるよし詳なるは我輩の知る所にあらされども醫師にして其得失を論ずると共に聊か自省を加へたらば亦大に發明するともある可しと我輩の信ずる所なり

官報

○宮內省達第五號

式部職中主事主事補ヲ設ケ官等ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治廿一年三月八日　宮內大臣子爵土方久元

主事　一人　奏任一等二等

主事補　二人　奏任三等四等

○宮內省達第六號

明治十九年二月十五日當省達宮內省勅任官奏任官官等年俸ノ內式部官掌典ノ俸給ヲ廢シ更ニ主事主事補式部官掌典ノ年俸ヲ左表ノ如ク相定ム(年俸表略ス)

明治廿一年三月八日　宮內大臣子爵土方久元

○敍任(明治廿一年三月七日)

任外務大臣秘書官　交際官試補從四位伯爵　姉小路公義

敍奏任官六等　外務大臣秘書官從四位伯爵　姉小路公義

○傳染馬病　宮城縣馬の皮疽病は二月十一日より同二十五日まで柴田郡外四郡內に新患二十三頭、名取郡外四郡內に斃患全治二十五頭、福島縣は二月十三日より同二十八日まで石川郡外一郡內に新患十二頭、行方郡外一郡內に斃患全治二頭、栃木縣は二月二十五日より三月三日まで下都賀郡に新患一頭、靜岡縣は二月廿六日より三月三日まで田方郡外三郡內に新患八頭、富士郡外二郡內に斃患全治九頭ありたる旨屆出でたり(農商務省報告)

○製絨所工業概況　本年二月中千住製絨所工業の概況は前月より持越絨類四萬八千七百四碼七分四厘、此原價(羊毛並屑綿製絲の代價)六萬七百十七圓五十九錢二厘、原品買入高羊毛十四萬六千四十二封度、此代價四萬四千二百五十九圓九十錢二厘、屑綿製絲五十七貫六百四十八匁、此代價(二百五十九圓七十九錢二厘、絨類出來高一萬千五百四十五碼八分五厘、此原價(同上)二萬七千五百卅三圓三十一錢八厘、絨類販賣高二萬七千五百七十九碼六分五厘、此代價六萬九千二百二十七圓六十一錢六厘、需用品買入高三千六百六十二圓四十三錢五厘なり(同上)

雜報

○醇親王の病狀　同親王の病氣は此の頃全快し少しの步行を爲し得るに至りしも病後身體衰弱の爲め關節に腫物を生じ苦痛を感ぜる由近着の英字新聞に見えたり

○監獄則改正案　監獄則の改正案は內閣より元老院に回送したりと云へば近日其議事を開くべしとの事なり

○鍋島家法會　來る十二、十三の兩日麻布一本松の賢崇寺に於て舊佐賀藩主鍋島閑叟公の先考興國院殿の五十年法會を執行するに付佐賀出身顯の面々は孰れも參拜するといふ

○大坂府三椏樹栽培を勵せんとす　大坂府廳にて近來殖產の事に就き殊に注意して既に[illegible]を爲し[illegible]事業の如きは昨年來既に實際[illegible]に著手せるみき[illegible]が聞く所に據れば今度又三椏樹を栽培せしめ製紙の業を興さんとて此頃靜岡縣に向つて同樹の苗木運送を照會したる次第ありと云ふ

○職工賃の日用品　其筋にて今度調査したる所に據れば昨二十年中府[illegible]工賃錢の平均額[illegible]十錢、石工六十[illegible]建具職、ペンキ[illegible]職四十五錢、植[illegible]立職五十三錢二[illegible]職卅錢、井戶掘[illegible]、婢六十六錢[illegible]

○小學簡易科[illegible]費は至極丁寧[illegible]したるものにて[illegible]

○埼玉縣下の[illegible]邊に至る沿道の[illegible]中の由なるが[illegible]則を發布し同[illegible]るも之と火事[illegible]下は夫れ〳〵[illegible]提燈を改良[illegible]きが中にも[illegible]と千圓にも[illegible]るは各警察署[illegible]呼して器械の[illegible]生玄且つ此召[illegible]各村の消防夫[illegible]にて生徒の[illegible]るよし右の如[illegible]災にも數多の[illegible]すなど其有樣[illegible]

○備後福山通[illegible]勸告演說會[illegible]縣の流行とな[illegible]員の改撰あり[illegible]情弊に飽くの[illegible]の再撰議員を[illegible]有志者より[illegible]したれども[illegible]に郡民の輿論[illegible]の勸告と納れ[illegible]會と催はし公[illegible]意を陳ぶるよ[illegible]今尙は各地に[illegible]しはありと云[illegible]東京代言人[illegible]領村に於て[illegible]の嫌疑にて[illegible]其後廣嶋[illegible]まれ居たる[illegible]と云ふ

○長岡通信[illegible]官有堤外地[illegible]に比類なき[illegible]の時代には[illegible]居ふりしも[illegible]然耕作を[illegible]共拜借[illegible]るも何分共[illegible]

會員募集及稅額廣告

本會規則ニ依リ第二期會員ヲ募集ス申込期限ハ三月廿日●會費一箇月三ノ月分金二十五錢●新入員二百名ニ限リ第一期講義錄ヲ添附スベシ

弊店雇人　職出係　狩野鐵治郎　儀今回解雇仕候ニ付自今弊店ニ關係之儀更ニ無之候ニ付此段廣告ス

明治廿一年三月八日　東京日本橋區新材木町　畫[illegible]問屋　靑木喜吉

拙者實印一月三十一日ヨリ三月二日迄旅行中遺失候ニ付何レニ於テ發見候共自今無効ノ者トス此段廣告候也

三月八日　深川嶋田町九番地　鹿嶋岩藏

來ル十日出帆ノ[illegible]